陳情第１９号

特別職報酬等審議会を開き、特別職の地域手当について審議することを求める陳情書

（趣旨）

１　全国的にも特別職の地域手当廃止の動きが広がっている。

特別職報酬における地域手当の廃止は野田市で行われた。〈２０２１年〉

市長、自らが諮問を要求し特別職報酬等審議会が開かれ、その答申によって議会で、議決をし特別職の地域手当を廃止した。その結果流山市長と比べると野田市長の基本給は高いが、月別の報酬は野田市長のほうが、少なくなっている。

東葛地域では特別職に地域手当を出してない自治体は、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市である。

出している自治体は流山市、松戸市、柏市である。出している自治体でも国の基準より特別職報酬の比率が多いのは流山市だけである。

〈参考資料１野田市特別職報酬等審議会より〉

最近では京都府知事が同様に地域手当を廃止し、話題になっている。

２　特別職の地域手当については、昭和４３年の国の通達で「地域手当は本来地方公務員を対象としたものであり、市長や教育長等特別職を対象としたものは不当である」となっている。「資料２」

流山市は市の条例によって「特別職の地域手当は地方公務員に準ずる」という規定があるが昭和４３年の国の通達でもこの条例は不明確であるから改めるようにと指摘されている「資料２」

さらに流山市では特別職報酬等審議会は平成２７年より開かれてない。

このような全国の自治体の特別職報酬の地域手当の廃止は、国の方針からも先行して行われている各自治体からも一つの流れとなっており、さらに流山市において特別職報酬等審議会がここ１０数年開かれておられないことは、市民への説明責任という点からも、考え直す時期である。

（項目）

1　流山市の特別職の地域手当は廃止の方向も考慮しつつ、見直す必要があるから、市長に、特別職報酬等審議会を開くよう、議会から要求してください。

2　審議会の答申に従って、現在の特別職報酬手当を変更するか、廃止するかによって条例を作り直してください。

以上

令和８年１１月１１日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

資料1　野田市特別職報酬等審議会〈諮問〉より

（1）地域手当について

地域手当は、地域の民間賃金水準をより的確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間較差の事情等に応じて調整する手当として支給されるものです。

野田市では、一般職、特別職ともに、国の基準と同じ支給割合６％で支給しています。

・一般職の地域手当：（給料＋管理職手当＋扶養手当）×支給割合（６％）
・特別職の地域手当：　給料×支給割合（６％）

（2）近隣自治体における地域手当の支給割合（令和３年１０月時点）

自治体名	一般職	特別職	（参考）国基準
習志野市	１３％	支給なし	１５％
市川市	１２％	１２％	１０％
船橋市	１２％	１２％	１２％
浦安市	１２％	１２％	１２％
松戸市	１０％	１０％	１０％
我孫子市	９．５％	支給なし	１６％
鎌ケ谷市	７．５％	支給なし	６％
流山市	７．３％	７．３％	６％
柏市	６％	６％	６％
野田市	６％	６％	６％

（３）地域手当の性質について

地域手当の性質は、公務員の給与が民間の給与との均衡を図るという考え方を基本としたうえで、民間賃金の地域差を地域ごとに適切に公務員給与に反映させることを目的として支給されるものです。

一般職の国家公務員の給与制度においては、民間の賃金との均衡を考慮した上で全国共通の俸給表に基づいて給料が支給されます。なお、民間の賃金水準は地域間で異なっており、俸給表は最も民間賃金の低い地域における官民格差を踏まえて設定されています。

このように、一般職の国家公務員の給与は民間の賃金との均衡を考慮した上で決定されますが、民間の賃金水準には地域間で違いがあるため、俸給表だけでは地域間の差を解消することができません。そこで、俸給表制度を維持する一方で、地域間の調整を図るため、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、地域手当を支給することとしています。民間賃金の高い地域に勤務する職員には、１級地から７級地までの区分で地域手当が支給されます。

地方公務員においても、公務としての近似性、類似性から、国家公務員の給与制度を基本とすることとしており、一般職の職員には地域間較差を考慮し地域手当が支給されています。

（地域手当）主な地域の級地区分と支給割合

級地	１級地	２級地	３級地	４級地	５級地	６級地	７級地	なし
支給割合	２０％	１６％	１５％	１２％	１０％	６％	３％	０％
主な支給地域	東京都特別区	袖ケ浦市 印西市 我孫子市	千葉市 成田市 習志野市	船橋市 浦安市	市川市 松戸市 八千代市	野田市 柏市 流山市	木更津市 君津市	銚子市 館山市

資料2　特別職報酬等審議会に関する国の通知など①

○特別職の報酬等について
（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1　地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとすること。

2　都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとすること。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

3　審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとすること。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

○特別職の職員の給与について
（昭和 43 年 10 月 17 日自治給第 94 号自治省行政局長通知）②

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」（昭和 39 年自治給第 208 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいい難いものがあって、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配意し、必要な措置を講じられたい。なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第 204 条および附則第 6 条の 2 の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を充分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市長村長）、副知事（助役）および出納長（収入役）（以下「三役」という。）に対して支給するものとすることは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあっては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備 ③

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあっては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配意すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとすること。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配意すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配意すること。

別記　（資料項目）

1 近年における消費者物価上昇率 (4)

2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額

3 過去における特別職の職員の給与改定の状況

4 一般職の職員の給与改定の状況

5 議会費の前 5 カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込

6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民 1 人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較

7 議会議員の活動状況（審議日数）

○特別職の報酬等について ⑤

（昭和 48 年 12 月 10 日自治給第 77 号自治省行政局公務員部長通知）

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」（昭和 39 年自治給第 208 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）及び「特別職の職員の給与について」（昭和 43 年自治給第 94 号自治省行政局長通知）の趣旨に沿って措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市（区）町村についても、この通知の趣旨に沿って適切なご指導を願いたい。